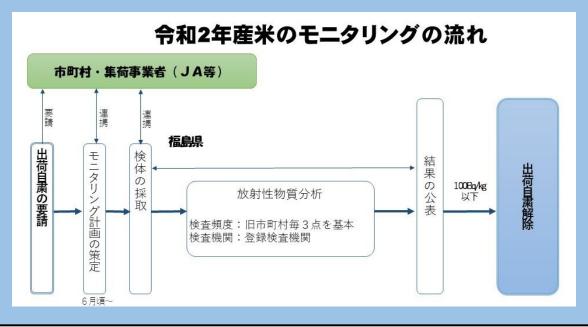
福島県令和2年産米の放射性物質検査の概要について

福島県農林水産部

【モニタリング検査の概要】

- 〇放射性物質の吸収を抑制するカリウムの追加施用などを徹底した結果、平成27年以降、通算5年間基準値超過が無いことから、避難指示等のあった12市町村(田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村))を除き、全量全袋検査からモニタリング検査に移行します。
- 〇モニタリング検査は、国が定めたガイドラインに基づき、旧市町村単位で3点実施し、旧市町 村単位で基準値超過が無いことが確認されてからの出荷・販売となります。
- 〇モニタリング検査が行われる地域の紙袋には、野菜や果物と同様に検査済ラベルの貼付はありませんが、基準値を超過していないことが確認されたものでありますので、御安心ください。
- 〇福島県では、引き続き放射性セシウムの吸収抑制対策を徹底するとともに、異物混入による二次的な汚染を確実に防止するなど、県産米の安全をしっかりと確保してまいります。



【全量全袋検査の概要】

- 〇避難指示等があった12市町村においては、営農再開が進んでいない地域や新たに作付が行われた水田もあり、検査結果の蓄積が十分でないことから、全量全袋検査を継続し、安全性を確認してからの出荷・販売となります。
- ○全量全袋検査済の紙袋には、全量全袋検査済証が添付されております。